

第十二回国会 衆議院 法務委員會議録 第十一号

昭和二十六年十一月九日(金曜日)

午後二時十八分開議

出席委員

- 委員長代理 理事押谷 富三君
- 理事北川 定務君 理事田嶋 好文君
- 鍛冶 良作君 高橋 英吉君
- 牧野 寛索君 松木 弘君
- 眞鍋 勝君 小野 孝君
- 石井 繁丸君 猪俣 浩三君
- 梨木作次郎君 世耕 弘一君

出席國務大臣

法務總裁 大橋 武夫君

出席政府委員

- 法制意見長官 佐藤 達夫君
- 検事(法制意見長官) 位野木益雄君
- 見参事官

委員外の出席者

- 検事(法務府特 別審査局長) 吉河 光貞君
- 検事(法務府 検務局長) 岡原 昌男君
- 専門員 村 教三君
- 専門員 小本 貞一君

十一月七日

本動産取引法制定に關する諸願外十件(漢利王朗君紹介)(第七七〇号) 仙合法務局津谷出張所存置の請願(大石武二君紹介)(第七三二号)

大阪拘留所移築反対の請願(押谷富三君外一名紹介)(第七七三号) 同(石井繁丸君外三名紹介)(第七七四号) 同(大西正男君外四名紹介)(第七七五号)

の審査を本委員会に付託された。

同月八日

法務局高須出張所存置に關する陳情書(岐阜県海津郡高須町長栗田鈿司外三名)(第五三九号)

高須町に簡易裁判所設立に關する陳情書(岐阜県海津郡高須町長栗田鈿司外三名)(第五四〇号)

高知地方法務局出張所存置に關する陳情書外六件(高知県幡豆郡沖島村長中平益穂外二十九名)(第五四二号)を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

会社更生法案(内閣提出、第十回国會閉法第一三九号)

破産法及び和議法の一部を改正する法律案(内閣提出、第十回国會閉法第一四一号)

法務行政に關する件 檢察行政に關する件

○押谷委員長代理 これより會議を開きます。

まず法務行政及び檢察行政について調査を進めたいと存じます。梨木委員より発言の通告がありますから、これを許します。梨木作次郎君。

○梨木委員 私は去る十月十七日の委員會におきまして、わが党の細川嘉六議員外三名の公職追放の問題に關連いたしまして、法務總裁に質問いたしましたのであります。その際時間の關係もあり、さらに總裁の答弁に納得できない点もありまして、この点はいずれ速記録も検討いたしまして、質問すること

を留保しておいたのであります。

この点に關してさらに質疑を続けたいと思ひます。

前回の委員會で總裁の答弁によつて明かになつたことは、細川嘉六君外三名の国会議員の追放は、昨年六月六日の最高司令官の指令に基いて行つたものであるといふようになっておるのであります。そしてそれは昭和二十二年勅令第一号に基いて国内的には措置したのだといふようになっております。

まず伺いたいのは、昭和二十二年勅令第一号に關する就職禁止、退職等に關する勅令を見ますと、好ましくない人物を公職から追放するにあたりましては、同勅令の第四條によりまして、公職適否審査委員會の審査の結果に基いて内閣總理大臣がこれを行つたといふことに相なつておるのであります。

○大橋國務大臣 公職適否審査委員會にはかけておりません。

○梨木委員 公職適否審査委員會といふのは現在廃止されておると承知しておりますが、その通りでありますか。

○大橋國務大臣 その通りであります。

○梨木委員 この公職適否審査委員會はいつ廃止されたか私ははつきり期日を覚えておりませんが、とにかく本年の十月六日現在には存在しておらないことは政府もお認めになると思ひます。その点いかがですか。この点に關

連しまして、いつ廃止されたかも御答弁を願ひたいと思ひます。

○大橋國務大臣 いつ廃止されたかはわかりません。それから十月六日といふのは九月六日の間違ひだと思ひますが、當時なかつたことは確實でございます。

○梨木委員 公職適否審査委員會が廃止されたのは、実はこの二十二年の勅令第一号に基く公職追放といふものは今後もうやらないといふことで、この公職適否審査委員會が廃止されたのであります。私どもは聞いておるのであります。そうではございませんか。

○大橋國務大臣 おそらくそういう都合であらうと思ひます。

○梨木委員 とつて、このたびの細川嘉六君外三名の公職追放は、二十二年勅令第一号によつておやりになつたといふことになりまして、公職適否審査委員會にかけられておらない。するとこの勅令の規定する手続に違反してなされておるといふことになると思ひます。これはどういふ御見解でありますか。

○大橋國務大臣 一々の手続まではこの勅令第一号によつておりません。ただ追放をするといふことが勅令第一号の骨子でございますので、この骨子に従ひましてそういう処置が行われたわけでありませぬ。

○梨木委員 今の政府の御説明だと私よくわからないのであります。少くとも二十二年勅令第一号による限りは、

第一号の規定する手続によらなければならぬと思ひますが、一々はこの規定によつてやる必要がないといふようなことは——法治国におきましては法律を嚴重に遵守してやるというのが建前でなければなりません。その法規の規定してある手続に違反して一々の通りにやらなくてもよろしいといふような解釈が成り立つならば、これはまづたく法令といふものを無視することになりはしないかと思ひますが、いかがでしよう。

○大橋國務大臣 これはさきにも申し上げましたごとく、昨年六月六日の指令に基くものでございまして、その指令の趣旨に従ひまして、勅令第一号により追放せられるものと同様な取扱いをしよう。これは追放処分をするといふ点において同様の取扱いをしようといふ趣旨でございまして、もと／＼勅令第一号におきます審査委員會といふものは、特別の指令によるのではなくして、いわゆる昭和二十一年の覚書該当事者として追放をいたします場合に、はたして覚書該当事者たる事由ありやいなやといふ点をこの審査委員會において審査をするといふことが目的でございます。従ひまして、今回は昭和二十一年の覚書によるものではございませぬから、この審査委員會に付する必要がなかつたわけでありませぬ。

○梨木委員 一九四六年の一月四日の覚書の趣旨といふものは、戰爭中あるいは戰爭以前に於けること、覚書にそれ／＼該当する好ましくない行動

第一号の規定する手続によらなければならぬと思ひますが、一々はこの規定によつてやる必要がないといふようなことは——法治国におきましては法律を嚴重に遵守してやるというのが建前でなければなりません。その法規の規定してある手続に違反して一々の通りにやらなくてもよろしいといふような解釈が成り立つならば、これはまづたく法令といふものを無視することになりはしないかと思ひますが、いかがでしよう。

○大橋國務大臣 これはさきにも申し上げましたごとく、昨年六月六日の指令に基くものでございまして、その指令の趣旨に従ひまして、勅令第一号により追放せられるものと同様な取扱いをしよう。これは追放処分をするといふ点において同様の取扱いをしようといふ趣旨でございまして、もと／＼勅令第一号におきます審査委員會といふものは、特別の指令によるのではなくして、いわゆる昭和二十一年の覚書該当事者として追放をいたします場合に、はたして覚書該当事者たる事由ありやいなやといふ点をこの審査委員會において審査をするといふことが目的でございます。従ひまして、今回は昭和二十一年の覚書によるものではございませぬから、この審査委員會に付する必要がなかつたわけでありませぬ。

○梨木委員 今の政府の御説明だと私よくわからないのであります。少くとも二十二年勅令第一号による限りは、

第一号の規定する手続によらなければならぬと思ひますが、一々はこの規定によつてやる必要がないといふようなことは——法治国におきましては法律を嚴重に遵守してやるというのが建前でなければなりません。その法規の規定してある手続に違反して一々の通りにやらなくてもよろしいといふような解釈が成り立つならば、これはまづたく法令といふものを無視することになりはしないかと思ひますが、いかがでしよう。

のあつたものを公職から排除するといふのであります。ところがこのたびは公職を追放された細川嘉六君外三名は、さういふ事実はなかつたといふこと

で、すでに国会議員に立候補する際には、政府自身が、この公職より除去されるような好ましくない人物であるかどうかを調査し、公職に適當するといふ、つまり資格審査の証明をもちつて立候補してゐるのであります。従いまして、この覺書の趣旨からいつても該當する筋合いのものではないと思つて

なりませうか。
○大橋國務大臣 お説の通り、先般追放の諸氏は、戦争中あるいは戦争前の行動によつて覺書の事由に該當するといふ趣旨ではございません。これは終戦後の行動によつて追放の指令があつたものであります。

○梨木委員 だからこの終戦後の行動については、この覺書並びにこの覺書に基いて出されてゐる二十二年勅令第一号による追放といふことは美際ではきかないのじやないですか。これはどうです。

○大橋國務大臣 総司令部の特別の指令がなければ、むろんできないのであります。

○梨木委員 そこでこのたびは、政府の説明によれば一九五〇年六月六日に特別指令があつた、こうおつしやるのであります。前会からの答弁によりまして、そういうふうに理解されるのであります。ところで一九五〇年の六月六日の指令では、はつきりと日本共産党の中央委員二十四名と限定してゐるのであります。これを拡張してさらにこれを運営するといふことは、特

別の指令がない限りはできないものと考えますが、その特別の指令といふものはあつたのかどうか、これを伺いたいと思ひます。

○大橋國務大臣 最高司令部の解釈によりまして、一九五〇年六月六日内閣總理大臣宛の書簡におきましては、共産党中央委員会の全員を公職から罷免し、排除し、彼らをして一九四六年一月四日付の指令並びにこれを施行するための命令に基き禁止、制限並びに義務に服せしむるために必要な行政上の措置をとるよう指令する、こう述べられてゐるのであります。この指令はその後におきましても、同様の條件に該當するものがあつた場合には、同様の行政上の措置をとるべきであるといふ意味を含めた趣旨であると解釈されておられます。

○梨木委員 その解釈が非常に問題でありまして、私は前回の質問でも申しましたが、この昨年六月六日の指令といふものをさうに拡張解釈することが許されるといたしますならば、これは政府の一存によりまして、国民が選んだ国会議員までも、行政処分を追放するといふような重大な結果をもたらすのであります。そこで私は聞きたいのであります。この六月六日の指令といふものの解釈を、一体そのように拡張して解釈してよろしいのかということ、その解釈の内容、これはどういふふうに理解したらよろしいのか、もしもこういうふうな拡張解釈が許されますれば、まづたく国会議員もまた国民の基本的な人権といふものも、この角度からくずれて行くだらうと思つておられます。従ひましてこの点についての解釈といふものが、いつそ

のように拡張して実施してもよろしいといふぐあいなきまつたのか、またその解釈の内容といふものをはつきり伺いたいのであります。

○大橋國務大臣 一九四五年の九月三日、最高司令部の指令第二号というのが布告せられたのであります。この第一節総則という章に相なつておられますが、その第四項におきまして、「連合国最高司令官ノ権限ニ依リテ発セラルル一切ノ布告、命令及訓令ノ正文ハ英語ニ依ルベシ日本語ノ翻譯文モ発セラレ相違発生スル場合ニ於テハ英語ノ本文ニ拠ルモノトス」こゝに「いふ」に書きて、その後段に、「発セラレタル何レカノ訓令ノ意義ニ関シ疑義発生スルトキハ発令官憲ノ解釈ヲ以テ最終的ノモノトス」かように訓令が出ておられて、日本政府がいたしましたのは最高司令部の指令についての解釈は、この一九四五年九月三日指令第二号の訓令の趣旨によりまして、発令官憲の解釈に拘束せられておるわけでありま

す。
○梨木委員 その点はわかりました。でありますから、私は聞きたいのであります。発令官憲にその解釈がまかされておるといふのであります。しかしながらこの六月六日の指令を私どもが読みますならば、これは明らかに二十四名だけに限定されておる。それを拡張されるということになりますならば、どのようにならば拡張したのかというところが、われわれ人民に知らされなければなりません。でないとまことに不安なものであります。だから私は連合軍最高司令官がこの指令を解釈する権限を專横的に持つておるといふのはわかりませんが、じやどういふぐあいに解釈

しておられるのかというその解釈の内容といふものが示されなければなりません。具体的に申しますならば、今までのこの指令の解釈について疑義がある場合には、日本政府も尋ねておられます。そして一つの指令の解釈についてまとまつた結論といふものがおるのであります。私はそれを聞きたいのであります。さうでないといふと、一切がそのようになつてやられるといひます。私はこの前にも申しましたが、このたびは日本共産党の国会議員に対して追放といふ処分がなされたが、一朝立場をかえすならば、すべての国会議員に対してこのような追放をなす可能性が出て来るのではないかと、この指令を私は心配するがゆゑに、この指令の内容について明快な御答弁を願ひたいと思つてお

ります。
○大橋國務大臣 私どもはこの指令によりましてすべての国会議員が追放されるという可能性を全然考へておられません。この六月六日の指令といふものの解釈が、もしもどうしても詳しくお聞きになりたければ、これをよくお聞きになりました上で、発令官憲に行つてお打合せをいたいただくことが適當かと存じます。

○梨木委員 私は以前に政府に対してこゝういふ質問をしてあるのであります。今まで連合軍最高司令部からいろいろな指令が出る、あるいはいろいろな命令が出た。ところがその指令や命令を出す権限を持つてゐる人がだれに對してさういふ指令や命令を出したかというところが、国民の前に明確にされておらなかつた。そのために、これは

命令であるとか指令であるとか言つて、日本の官憲が非常に不当に日本人の基本的な人権を侵害するやうな行為があつたのであります。そこで私は政府に對してこのやうな場合に、たゞは具体的な個々の集会を禁止するといふ指令が出たといつて禁止して来る。しかしわれわれから言へば、その指令や命令といふものが国民に知らなければ、その適法な根拠といふものを知るすべもない。さういふことからは基本的な人権が官憲の專横によつて蹂躪されるという危険を感じましたから、これは明らかにさういふ指令だとか命令といふものは、国民の前に公表すべきものだ、公示すべきものであると考へるが、政府はさういふぐあいに理解してゐるかといふことを質問したときに、その際にはあくまでも公表すべきであるといふことを政府は答へておるのであります。これは私が女書で政府に質問して政府の答弁がさういふになつたのであります。法務総裁は、すべての国会議員がさういふに追放されるやうなことは考へられないといふ前もさう言われましたが、しかしそれは政府が単に考へないといふだけのことで、少くもわれわれ国会議員としての地位は保障されないものであります。政府がどう考へようとお考へよう、われわれは法律によつて保障されてゐるといふことの建前は、はつきりと打ち立てられない限りは安心することができないのであります。さういふやうにこの指令の解釈といふものを明確にしておくことが必要だと思つてお

ります。
○大橋國務大臣 指令の解釈はその都度明確にいたしております。

○梨木委員 だから私は、今の点は明確でないからどうかひとつ教えていただきたい、こう言っておるのであります。ところがあなたはこのその指令を出したところへ行つて聞きなさいと言われる。しかし私はこの指令がはつきりしないから、政府の責任においてこれを明確に国民に明示すべきであるというように要求するのであります。その点いかがですか。

○大橋國務大臣 一九五〇年六月六日の指令は、これは諛んで字のごとく明らかであると考えております。従いまして、特にこれの解釈について疑問を持つというふうには私どもは考えておりません。

○梨木委員 それではもうそれ以上押問答してもしようがありませんから、質問を次に移します。

私は前回の委員会におきまして、追放の理由の説明を要求したのであります。ところが法務総裁は、ただいま説明すべき段階ではないと、こう申されました。しかるに九月六日の参議院の文部、水産連合委員会におきましては、吉橋敏雄説明員が法務総裁の指示に従つて明らかに追放の理由というものを説明しておるのであります。これによりますと、今度の追放というものは、これらの人々が日本共産党の臨時中央指導部委員であつたといふことと、それからこれらの人々が「法令に基く権威に反抗し、しばしば占領軍に反抗、反対し、及び虚偽煽動的又は暴力主義的傾向を助長、正当化する言動に出でたものと認められる。」といふことが公職追放の理由になつておるのであるとの説明がありました。ところがこれに對しまして、これは間違

いだと政府はおつしやつております。しかし私は少くとも法務総裁の部下が国会議員に向つて国会においてこのように明快に説明したことが間違ひであつたといふこと、それだけで一体責任が果されるかどうか、私はこれは重大な問題だと思つておられます。なぜならば、私が説明するまでもなく、国会というものは国権の最高機関であり、政府といふものはこの国会から選挙によつて構成されるものであります。いわば国会議員が主人であり、人民が主人であつて、ここから選ばれた代議員としての国会、この国会で決定されたことを執行するのが政府ではあります。この政府が行政的な処分によつて主人である国会議員を追放しておられる。しかもその理由を国会において説明しておられる。それが間違ひでありましたといふこと、そういうことでは私はこの点の責任が、責任を感ずる者の処置としてこのまま放置することはきわめて不当であると思つておられます。法務総裁はこの点についての責任をどういふふうにお考えでありますか。

○大橋國務大臣 間違つたことを間違つたままにしておくこと、これはまことに不都合でございますから、間違つたこととして正す、これが責任のある措置であると考えます。

○梨木委員 正すのはいつころなんですか。しかしながら正したただけで私がこのような間違つた報告を国会に對して行つた吉橋敏雄君に對してどのような処分をされたかといふことを聞きたいとおつしやるのであります。これでは私はその責任を明らかにする

点において、きわめて不適当なやり方であると思つておられますが、どうお考えでありますか。

○大橋國務大臣 部下の過失に對していかなる措置をとることが適當か、これは私はやはりその上司に對して十分に考へるべきことと思つておられます。これに對して梨木君から御批判は、これは自由であります。私自身としましては、諸般の状況から見まして、これは注意を與えればそれで十分である、この確信をいたしておるわけでありませぬ。

○梨木委員 とここで法務総裁は参議院の委員会におきまして——當時は九月の六日でありませぬ——逮捕された人の容疑事実について、どういふ容疑で逮捕したのかといふことの大野幸一君の質問に對しまして、今捜査中であるといふことでは答えられなかつたのであります。しかしすでにも逮捕された人々には釈放されておられます。従いまして、もはや捜査中を口実にこの逮捕の具体的な容疑事実を隠す何らの理由もないと思つておられます。そこで逮捕の理由について御説明願ひたいと思つておられます。

○大橋國務大臣 本件は前回の委員会においても申し上げました通り容疑者は逮捕せられたる方ばかりでなく、他にも多数の人があるわけでございます。いまだ逮捕に至つておられません。従いまして、事件全体といたしまして、なお鋭意捜査中と申しておるわけでございます。いままでこの内容について御説明をする段階に至つておらないことをはなはだ遺憾といたします。

○梨木委員 法務総裁はそういうことをおつしやいますけれども、これはあまりにも官僚的秘密的であり、また捜査中であるからおつしやいまして、すでに逮捕された人は釈放されておるのであります。この人から逮捕の理由を聞くと思へばいつでも聞けるのであります。それをこの国会において説明できないといふようなこと、しかもそれを捜査に藉口してできないといふことは、あまりにも国会の審議権に對してこれを尊重しない態度であらうと思つておられます。それでも総裁はやはり今でも捜査に名をかりてこの逮捕の具体的な理由を御説明にならないつもりですか。

○大橋國務大臣 その通りであります。

○梨木委員 その次に伺いますが、一応法務総裁の今までの説明を聞いておりますと、逮捕といふことと追放といふことは一つの司法的な処分であり、一つは刑事的な処分である、こうおつしやつて刑事的な処分についての釈放を理由に行政処分の問題は別個に扱つていられるように言われておられます。しかし問題は、同じ事実を基礎にしておるのであります。それは今までわれわれが入手した勾留状の嫌疑の内容と、それからしばしば政府が新聞発表などによつて公表し、また先ほども引例いたしました参議院におけるところの吉橋説明員の説明によつても、公職追放の具体的な理由と逮捕の理由というものは、まったく同一の事実を基礎にしておることには明らかであります。ところで九月六日現地におきまして、法務総裁は参議院におきましてこう答えておるのであります。この行政処分について、どういふ資料によつてこれをやつたかといふことは、如何なる資料によつてかのような認定が行われたかといふことは、行政処分については明瞭にする機会がないと思つておられます。併し一方におきまして、これらの処分に対する刑事上の手続が今後進行いたしますと、これは刑事訴訟法の規定によりまして、適当な時期に証拠として法廷に提出いたすものであります。こう言つておられる。ところがすでに刑事手続におきましては釈放されておられる。そしてしかも検事総長の説明によれば、逮捕の嫌疑を裏づけるところの証拠がないといふことで釈放されておられる。こうなつて来ますならば、もはや公職追放の理由になつておる事実についても、まったく根拠、証拠がないといふことが今日明白になつたのであります。これを別個だと言つて、この誤つた措置について政府がこれを取消するといふような適当な処置をしないといふことは、これは私は非常に不当なことであると思つておられます。この点について、政府はどうかどういふふうにお考えでありますか。

○大橋國務大臣 刑事手続につきましても、なお捜査の段階にあるのでございまして、今後起訴できる程度の段階まで熟しますれば、当然に起訴になるわけでありませぬ。ただいまは捜査はまだそこまで進んでおらないわけでありませぬ。従いまして逮捕の理由となつた事実があるかないか、また追放の理由があるかないかといふような点については別にそれがために何ら紛争する問題ではない、こう考えます。

○梨木委員 法務総裁が参議院で御答弁なすつたところを私は理解するに、こういふぐあいにおつしやられておると思

三

第一類第四号 法務委員会議録第十一号 昭和二十六年十一月九日

うのであります。行政処分の方は、これは不当なことであります。行政処分の方はどういふ資料によつて認定したかは、これは発表する機会がない。しかしながら刑事処分の方は、刑事訴訟法の進行に従つて法廷に証拠として出すだろう。こういうのである。ところが法廷に証拠として出す、そういう証拠がないというので釈放しているのではありません。だからもはや今日におきましては、どういふ理由で逮捕した、どういふ理由で追放したかといふことは、何ら国民の前に明確にされないことになつておるではありませんか。私はこれではまづたく、こういう政府の措置というものは民主主義の原則に反しておると考へるのであります。そう考へにならませんか。

○大橋國務大臣 行政処分につきましては、もちろん行政上の証拠に基いて判定をいたす必要から行われるものと考へておられます。しかしながら司法処分の面におきましては、いまだ起訴するに十分な証拠を収集する時期に至つておりませんので、従つて目下起訴が行われておらない。こういうわけでありませぬ。

○梨木委員 私どもは国民の基本的な人権に対して制限を加ふるようなこと——具体的に申しますならば刑事処分であります。こういう刑事処分を科する場合には、あくまでも慎重な手続によつて、最も嚴重な手続によつてつくられた証拠、その証拠によつて刑事的な処分をすべきであるという建前から、刑事訴訟法というものが規定され、これに基いて人民の自由を制限することを裁判によつて決定するといふようなことになつてお

ると思つてあります。人民の基本的な自由というものを制限する場合には、そういう慎重な手続を経なければならぬ。だからこそ行政的な処分によつて基本的な人権を制限すること、一切これを認めないといふのが新憲法のもとにおける、また民主主義のもとにおけるところの基本的な要請であります。刑事的な処分におけるところの資料というものは、これは基本的な人権を制限するための何ら有力な、国民すべてを納得させるような証拠となし得べきものではないといふのが、これが刑事訴訟法を設けた根本的な目的であると思つておられます。たとするならば、刑事的な手続によつて、この有効な、的確な証拠として出すようなものがないといふことで釈放しておるのであります。にもかかわらずさういふ刑事的な手続におけるところの証拠能力もないような、さういふ行政官憲の集めた資料によつて、かかる重大な国会議員の地位を奪うといふようなことをやるといふことは、これは刑事訴訟法というものがこの建前からいたしまして、基本人権を尊重するといふ建前からいたしまして、まことに不当なことであると思つておられます。さういふ行政処分によつてかかる基本人権を奪つてしまふようなことについては、今日におきましては、刑事的な証拠というものが、刑事訴訟法上の証拠というものが、ないといふことが明らかである以上は、これを取消すことが至当であると思つておられます。いかがでありますか。

○大橋國務大臣 刑事訴訟の必要とする証拠がないことが明らかである、こ

て、ただいま検察庁におきましては、刑事訴訟法上証拠となるべきものをとらえ得るといふ考へのもとに、捜査を継続いたしておるわけでありませぬ。この点をお取違ひのないようにお願ひいたします。

○梨木委員 まあその点は政府はさう御答弁になるだろうとは思つておりましたが、ではそれはその程度にいたしまして、私はこの昭和二十二年勅令第一号の根拠になつておる指令、つまり一九四六年一月四日の指令、この指令の十九項を見ますと、この指令の規定條項によつて影響を受ける日本帝國政府官吏及び下級職員は、すべてこの指令の精神及び文句の遵法及び遵守について、個人としてかつ嚴格に責任をとなねばならない、というように規定しておる。これは追放される人々も含んでおることではありませぬが、また一面におきまして、この公職追放の實際の事務を扱うところの政府官憲が、基本的人権を侵害しないように、嚴重に嚴格にこれを扱わなければならない。それについての責任をとなねばならないといふことを規定したものであると思つておられます。今回のような国会において一べん発表したことが、あれは間違ひでありましたというようなことは、これは明らかにこの指令の趣旨からも責任をとなねばならない政府官憲が、責任をとつておらないといふことになつておると思つておられます。この指令の趣旨について政府はどう考へにならぬか。

○大橋國務大臣 御指摘の指令は、読んで字のごとく、御趣旨の通りであると思へます。

○梨木委員 私は次に伺いたいと思つて、ただいま検察庁におきましては、刑事訴訟法上証拠となるべきものをとらえ得るといふ考へのもとに、捜査を継続いたしておるわけでありませぬ。この点をお取違ひのないようにお願ひいたします。

○大橋國務大臣 占領中に占領軍司令官のなした措置というものにつきまして、講和克復後におきまして裁判所においてこれをくつがえすといふよう

のであります。このたび、こういうような形で細川嘉六君ほか三名が公職追放になりました。ところで一九五〇年六月六日のこの指令というものと、それから政府の説明によれば、昭和二十二年勅令第一号と、これが一体となつて、この公職追放という一つの処分が有効に存続しておると思つておられます。そこで講和が発効いたしました。その後におきましては、指令というものは、その効力が消滅することは言ふまでもありません。そういたしますと、この指令というものは効力をなくす。そうすると、その後におきまして、これらの追放に關しての指令の解釈というものについて、われわれは非常な疑問を持つておるのであります。これが解釈の誤り、これを正す、さういふようなことは一体どこで扱うようなことになるのでありませぬか。

○大橋國務大臣 この指令の解釈というものは、発令官憲の専權に属しておりますから、司令部が解消いたしましたれば、その後はこの解釈についてそれが解釈権を持つといふことはないわけでありませぬ。

○梨木委員 だれも解釈権を持つておらないといふことになりませぬならば、一体こういう切捨てごめんの不当な処置を受けた者の救済の方法がないといふことになりませぬが、これは少くとも裁判所において取上げるべき性質のものであると思つておられます。いかがでありますか。

○大橋國務大臣 占領中に占領軍司令官のなした措置というものにつきまして、講和克復後におきまして裁判所においてこれをくつがえすといふよう

○大橋國務大臣 占領中に占領軍司令官のなした措置というものにつきまして、講和克復後におきまして裁判所においてこれをくつがえすといふよう

○梨木委員 講和が効力を発生した後におきましては、指令というものは消滅する。さうなれば公職追放というものも、従つてこの有効な一つのさきえといふものはなくなるわけでありませぬから、効力がなくなると解釈してよろしいですか。

○大橋國務大臣 何らの法律的措置がとられなければ、現在のポツダム政令によりまする公職追放といふものはなくなる。さういふふうは今政府として考へておられます。

○大橋國務大臣 その効力はなくなるというふうに考へておられます。

○梨木委員 何らかの法的措置がなければ、その公職追放の効力といふものは消滅する、さういふことに承つてよろしいのですか。

○大橋國務大臣 さういふ趣旨でございます。

○梨木委員 さういたしましたすと、このたび細川嘉六君外三名、その他わが党の中央委員二十四名、そのほかアカハタの幹部諸君が追放されておられます。講和が効力を生じた後において政府は何らかの公職追放の効果を存続させるような特別の法的措置をおとりになるようなお考えですか。

○大橋國務大臣 その点はなお政府において研究をいたしておられます。

○梨木委員 今度の細川嘉六君外三名の国会議員の公職追放の問題に關連いたしまして、実はこれは先ほど政府の答弁されたように、公職追放審査委員といふものはすでになくなつてい

る。しかもこれはわれわれの情報によれば、日本政府が情報を提供して、そ

る。しかもこれはわれわれの情報によれば、日本政府が情報を提供して、そ

りしてこれらの人々が日本共産党の臨時中央指導部員だということ、そうしてこの人たちが何か政令三百二十五号に該当するような文書を共同で作成した、こういう事実、これを司令部へ提供いたしました、司令部はこれに基いて日本政府が追放することを容認したというふうな、そういういきさつになつておるといふことを聞いたのであります。そこで私たちは司令部へ参りまして、そういう政府の資料というものは根拠がなくて、そうして実は捜査をやつてみたけれども、その事実を裏づけるところの証拠もなくて、逮捕をした人を釈放せざるを得なくなつたという事情である、だから従つて政府の措置は明らかに不当である、しかし今はこれを救済する方法はありません、これはどうしたらよろしいでしようかと、いふことを聞いたのであります。これは司令部の何とか、名前はちよつと忘れましたが、これはとにかく非公式な私的な見解だと断つておりますが、そうならば日本政府の責任においてそれは取消す道もあるのだというふうな趣旨のことを答へられておるのであります。従いまして私はこういうふうな事情をも考慮に入れました、今政府が研究中だといふことについての法的特別措置をとられる際におきましては、十分な考慮を拂つてもらいたいといふことを希望しておく次第であります。

それからその次に、これは、大体公職適否審査委員会というものも廃止されておつしやるのでありますから、この昭和二十二年の勅令第一号による追放をやる場合には、これはAからG項までの分類がありますが、この

分類のどれに該当することになりましょうか。

○大橋國務大臣 これは第二次世界大戦の終戦前の事由によつて公職追放をする者につきましては、その分類の別表があるわけでありまして、その後の行動につきましては、これらの別表のどの項目といふことではないのであります、特別の指令に基いて特に追放をいたすことに相なつております。

○製本委員 少し繰返すようでありまして、私も十月の九日に岡崎官房長官に會つて、公職追放の問題について政府の見解を聞いた際は、追放の理由は、これらの諸君が臨時中央指導部の実質的なメンバーであつたといふことと、それから臨時中央指導部から出された好ましくない指令について責任があるといふことを答へておるのであります、これはさきの参議院の委員会における吉橋説明員の説明と符節を合せておるような答弁でありまして、この点も間違ひでありましてよろか。

○大橋國務大臣 それはきわめて不十分であると思ひます。

○製本委員 きわめて不十分だといふことでは、私にはよく理解できないのですが、間違つておるとおつしやるのであります。不十分だといへばどこが間違つておるといふ御趣旨でありましてよろか。

○大橋國務大臣 政府といたしまして追放理由は、そこに申されたことではない、こういうわけであります。

○製本委員 追放の問題につきましては、非常にこの問題は重要でありまして、まだ納得できないところがありますが、しかしこれはきよりの御答弁を

さらに速記録でよく検討いたしましたし、後日もう少し政府の見解を聞いたしたいと思います、きよりはこの程度にいたしておきたいと思ひます。その次に検務局長にお伺ひいたしましたと思ひます。私にはこの前の委員会で、十月九日に全国八百数十箇所にわたつて家宅捜査が行われておる。これはどういふ人の犯罪事実についての嫌疑で、どこどこどのようによつて、その捜査の結果はどうなつておるかといふようなことについての説明を求めたのであります、調べた上で答弁するといふお話でありましたが、これをお答えを願ひたいと思ひます。

○岡原説明員 お尋ねの去る十月九日に、全国数百箇所にわたつて一齊に押収捜査をいたしましたことは、事実でございます。これは連合国に対する破壊的批判を記載いたしました党活動指針と申しますか、昭和二十五年政令三百二十五号違反の文書が、全国的に配布されておるといふ事実の証拠固め並びにその事実に関係いたします他の被疑者の発見等を目的として行つたものでございまして、事件の当初から申しますと、この捜査、差押えを行うに至りましたのは、九月の末に東京都内におきまして逮捕された詐欺の現行犯人中尾佐太郎なる者が、取調べをいたしました結果、党活動指針の全国的な頒布を担当しておつたといふ資料がわかつて参りましたので、これに基きまして、さういふ手配になつたのでございまして、この中尾は、その後取調べを進められ、また各地で集められた証物に基き、十月二十七日に東京地方裁判所に起訴されております。また捜査、差押えの結果、現在までに十

数名の関係被告人の起訴を見ておる状況でございます。なお本件に關しましては、さらに若干関係者もおりますので、引続き各地の検察庁において捜査が進行されておるようでございます。先ほど申し上げました押収、捜査はすべて裁判官の適法なる令状を得て行つたものであることを申し添へておく次第であります。

○製本委員 そういたしますと、中尾佐太郎という人が活動指針の全国的な配布をした、この配布先を捜査するといふことで八百数十箇所をおやりになつた、こういうことになるのであります。そういたしますと、八百数十箇所は、私は実は一々その場所と氏名と、捜査の結果を聞きたいのであります、これはわかりませんか。

○岡原説明員 お尋ねの箇所は、先ほど数百箇所と申し上げましたが、相當箇所の上つておるのであります、最初東京でこの事件に手をつけました際には、それより若干数が少かつたのでございまして、しかるに実際に各地に連絡いたしましたして、この中尾佐太郎から出ました各所番地を調べてみましたところ、中には移動した者もあり、あるいは偽名の者、あるいは隣家の者もあるといつたような事実がわかりました、その結果、捜査場所が追加されたように報告が来ております。なおこの数百箇所と申しますのは、あるものは報告に載つておりました、具体的にどこ番地、氏名もわかつておりましたけれども、全般的に各地の報告がそろつておりませんので、これは今のところちよつとまとめて申し上げかねることを御了承願ひたいのであります。

○製本委員 新聞ではたしか八百五十箇所となつておつたと思ひます。ラジオでも同じように報告したと思ひます。そこで私はせめて地検別に、十月九日に行つた家宅捜査の全圖合計した数を御報告を願ひたいと思ひます。同時に、その後も捜査を継続しておると言われるのであります。中尾佐太郎君の政令三百二十五号違反容疑についてすでに起訴されておるのでありますから、現在までに行つた家宅捜査の総計を御報告を願ひたいと思ひます。私になぜかといふことを申すかといふ事ならば、一人の中尾佐太郎といふ人の政令三百二十五号違反に籍口いたしましたして、かくも広汎な家宅捜査を行う、しかもその家宅捜査はまつたく関係のないような人のところに捜査が行われておる。捜査をいたしましたも何にも容疑にならぬものが出て来ておらない。こういうことは、新聞でもまつたく例証されるような写真や記事となつて現われておる事実を徹しても明白であります。かようなことが容認されまするならば、まつたく基本的な人権といふものが侵害され、平和な市民が安心をいたしまして生活することができない。恐怖の底に陥られることに相なるのであります、さういふ關係から、はたして檢察のようなやり方が適正であるかどうかを判断する資料に必要でありますから、これを御報告願ひたいと思ひます、これを御報告願ひたいと思ひます。

○岡原説明員 お尋ねの各地検別に押収捜査の場所、その結果等を畫面をもつてといふお話でございますが、先ほどちよつと触れました通り、実は千数名関係人の起訴を見ました後、引続き捜査が進展しているようでございます。

○製本委員 新聞ではたしか八百五十箇所となつておつたと思ひます。ラジオでも同じように報告したと思ひます。そこで私はせめて地検別に、十月九日に行つた家宅捜査の全圖合計した数を御報告を願ひたいと思ひます。同時に、その後も捜査を継続しておると言われるのであります。中尾佐太郎君の政令三百二十五号違反容疑についてすでに起訴されておるのでありますから、現在までに行つた家宅捜査の総計を御報告を願ひたいと思ひます。私になぜかといふことを申すかといふ事ならば、一人の中尾佐太郎といふ人の政令三百二十五号違反に籍口いたしましたして、かくも広汎な家宅捜査を行う、しかもその家宅捜査はまつたく関係のないような人のところに捜査が行われておる。捜査をいたしましたも何にも容疑にならぬものが出て来ておらない。こういうことは、新聞でもまつたく例証されるような写真や記事となつて現われておる事実を徹しても明白であります。かようなことが容認されまするならば、まつたく基本的な人権といふものが侵害され、平和な市民が安心をいたしまして生活することができない。恐怖の底に陥られることに相なるのであります、さういふ關係から、はたして檢察のようなやり方が適正であるかどうかを判断する資料に必要でありますから、これを御報告願ひたいと思ひます、これを御報告願ひたいと思ひます。

す。実は中尾佐太郎の關係はすでに起訴されて、従つて先ほど申し上げる程度のこととは発表してさしつかえないと思つて申し上げたのでありますが、現に捜査進行中のものはちよつとさしつかえがございますので、なお取調べました上でごお知らせしてさしつかえないものはお話ししてもいいと思ひますけれども、その点はあらかじめ御了承願ひたいと思ひます。

○梨木委員 過般東京大学の工学部の教室を一齊に家宅捜索をしておりまして、これはどういふ嫌疑でおやりになつたのでありませうか。

○岡原説明員 ただいま御質問の点につきましても、私まだ報告を受けておりませんので、いずれまた調べました上でお答えいたしたいと思います。

○梨木委員 その点はそこに御出席の吉河特務局長はよく御承知だろうと思ひますが、その点の嫌疑の内容についてお伺ひいたしたい。

○吉河説明員 実は私もまだそういう報告を受けておりませんから、いずれまた調べまして……。

○梨木委員 東京大学の工学部教室の捜査というものは、文部委員会においても重大な問題となつておるのでありますが、これは教室と申ししても、大学の教授の部屋であります。この部屋を一齊に捜索しておるのであります。しかもそのやり方たるや当該教授の立会いもない。公務所というものは、家宅捜索する場合には公務所の責任者あるいはこれにかわるべき者の立会いなくしてはやれないはずであります。しかるにさような者の立会いもなく、小使さんなどは部屋の外に待たして

おいて、家宅捜索しておるのであります。

す。これでは、學問の研究に必要ないろいろな材料というものを持つてゐるでありまして、學問研究のために必要な資料、これまでもが三百二二五号違反の容疑に問われることになり、ならば、學者の研究の自由というものはまつたく阻害されることに相なると思ふのであります。非常に重大な問題であると思ふのであります。かつて早稲田大学に、戦争前におきましては、軍事教練云々の問題につきまして、佐野學氏の教室に官憲が入つたといふことで、当時非常に大きな問題になつたのであります。それどころではなくして、かような広汎な、しかも場所も何も指定しないような家宅捜索令状によりましてこれをやるということは、もうどこまで来ては、ほんとうに今日の日本の人権の保障は空文化しておるのではないかとわれわれは疑わざるを得ないのであります。この点について責任者はまだ御承知ないといふのでありますから、この捜査のいきさつについて十分なお調べをした上で御報告をお願いしたいと思います。

○岡原説明員 本件につきましてさつそく地元の方に問合せをいたしましたところ、その報告によりまして、十月九日の朝松江地検から檢察事務官が四名、木村代議士のお宅に参りまして、押収捜索の令状に基いて捜索したと申すのであります。立会人はお母さんの木村センという方と弟さんの木村民雄という方、それから同居人の武部得一とい

う三名であつたのであります。約一時間ほどおりました。押収物件は日本共産黨臨時中央指導部名義のパンフレット五部その他計八点ということに報告されて来ております。なおその後十月十六日午後木村代議士が松江地検に参られまして、本件につきまして事情を聞かれたのであります。そこで渉外係の檢察官がさつそくその押収物の内容をさらに詳細に点検しました結果、本事件には直接必要ではないといふ認定をいたしました。同日返還付したと報告されて来ております。

○梨木委員 今の御説明だとこれも中尾佐太郎君の嫌疑だと思ひますが、中尾佐太郎君の嫌疑だと思ひますが、今御説明になつたように活動指針の配布に關連しての捜索だと聞いているのであります。だとするならば、木村榮君のところからは国会情報まで押収して行つてゐる。こういうことはまつたに容疑事実と關係のない捜索をしていふことになりはしませんか。事実今あなたの御答弁のようにみんな返還付しているといふのです。こういうやうなやり方、ここが問題だと思ふのです。

○岡原説明員 今回の中尾佐太郎だからこれは、結局はこの中尾佐太郎といふ人がたまたま、そういう嫌疑に問われたといふことを、一切の共産黨員の家を家宅捜索する口実にして、さういふやうに言われても弁解の余地はありますまい。私はこういう警察のやり方は非常に不当だと思ひますが、これは一体どういふやうな指導をされているのですか。どういふやうな監督をされておられますか。家宅捜索にあたりましては、ちやんと何を捜索するかといふことを指示しなければならぬ。一体何を捜査するといふことでは

宅捜索されたのですか。それをひとつお伺ひいたしたいと思います。

○岡原説明員 押収捜索の令状には、おそれる例の中尾佐太郎關係の被疑罪名が書いてあつたと思ふのでございませう。それに基づきまして、現場に來ました檢察事務官まで——これは私の想像でございますが、たいへんに誤解をしたのか、何でも日本共産黨臨時中央指導部とも書いてあればいいと思つたのか、その辺はよくわかりませんが、とにかくたいへんわかりませんが、トを持つて來たのでございませう。今お話の現地の檢察事務官の指導、訓練、監督といつたやうなものにつきましては、たいへん至らぬところがあるようにこの事件でわかりました次第でございませう。この事件について今これ以上詳しいことは、実は報告が参つておりませんので、具体的にこの現場に差向けるのにどういふものを持つて來いといふことをあれしましたか、その辺は詳細にいたしかねますけれども、爾今かような際には十分押収物の特定、少くともその範圍の特定等につき方遺憾なきを期したいと存する次第でございませう。

○梨木委員 ぜひさういふぐあいにやつていただきたいと思ふのであります。刑事訴訟法の二百九十九條にも、差押えの令状には差押えるべき物を指定しなければならぬと書いておるのであります。今のやうな、こういう状態で捜索をし押収するといふことになりま

す。共産黨の出版している共産黨關係の出版物はみんな押収して行くといふことになつて、これはまつたく出版の自由、言論の自由といふものを剝奪す

ることになるのであります。これはまつたく不当なことであると思ふのであります。この点は十分、今後の捜査檢察にあたりまして注意をしていただくたいと思ふのであります。

それから次に伺ひたいのであります。やはりわが黨議員の岡田アサノ君のところにも家宅捜索が行われておるのであります。この家宅捜索は、実は家宅捜索の令状にはどこを捜索するといふことが何ら書いてなかつた、桂野悦郎君の名前があるだけだ、こういうことを聞いておるのであります。これは一体どういふ令状によつて、だれの嫌疑でどこを捜索するといふこと

でおわかりでしょうか。この点

○吉河説明員 実は先般、梨木委員から岡原檢察局長に對しまして、この問題についての御質問がございまして、岡原檢察局長から私の方に照会がございまして、どうもこれは家宅捜索令状による家宅捜索ではないやうだが、特別審査局關係の処置ではなかつたのかといふやうなお話がありましたので、調査をして、現地に問い合わせいたしましたところ、これは黨活動指針の発刊停止処分として必要な措置として捜査が行われておるやうな状態です。

○岡原説明員 岡山市内における黨活動の指針の発刊停止措置、これに伴ひ必要な措置として、岡山市区岡町三三七十五番地深見民一及び同人妻ヨシ子さんがいすれも黨活動指針配付に關係あつた者といひまして、同日岡山、広島支局の職員が捜索いたしました。ところが深見さんの二階に同居されてお

たしまして捜索いたしました。この場合には、深見さんが立会人となつております。かようなわけで、両所から党活動指針若干、その他のものが押収になつておるといふようなことでござい

○梨木委員 その際、三十二年テーゼだとか、十八回総会の決議書だとか、平和の闘いだとかいうようなもの、それから菊田さんのごみだらけのアカハタだとか、新しい世界だとか前衛、こういうものまで押収して行つてゐるわけでありまして、これはどういふわけ

○吉河説明員 実は電文の照会で、現地から至急に報告を取寄せたものでありますから、詳しい事項は明らかにされておられません、さらにさつそく詳細な調査をいたしまして、お答えいたしたいと思ひます。

○梨木委員 それから、その点について伺いたのであります、一体発刊停止の措置と同時に家宅捜索などをやつておるのであります、この場合におきましてどうなつておるかと、私は家宅捜索や押収をするのは、やはり日本の裁判所の裁判官の発した令状によらなければできないと思つておる、

○吉河説明員 アカハタの発刊停止の指令並びに同類紙、後継紙の無期限発刊停止の措置に基きまして、これらの必要な措置をとることが、強くわれわれとして指令されております関係上、捜索、押収、封印、監視等の措置を実施して来ておるわけでありまして、

○梨木委員 私は発刊停止措置というものは、法務総裁が発行を停止をしたという通達だけを持つて来て捜索をするということ、これは明らかに不当であります。やはり家宅捜索をする場合には、日本の裁判官の発した令状によらない限りは、家宅捜索や押収をしてはならない。これが憲法の精神に合致した措置であると思つておる、

○押谷委員代理 この際委員各位に御了承を得たいことがあります。本法務委員でありました吉田省三君が過般なくなられました際に、本委員会の名におきまして申慰金五千円を送つておられたのであります、これを御負担を願ひたいと思ひます。そうしてこの御負担金は歳費から差引くことにいたしたいと思ひますが、御異議はございせんか。

○押谷委員代理 御異議がなければさうとうりはからいます。この際休職いたしました、これから審議の関係について懇談をいたしたいと思ひます。暫時休職いたします。午後三時三十七分休憩

○押谷委員代理 それでは先刻に引き続き会議を開きます。会社更生法案について梨木委員より質疑の通告がありますからこれを許します。梨木作次郎君。

○梨木委員 更生手続を終結いたしました、いわば新しい会社ができることがあると思つておるわけでありまして、その新

しい会社と労働組合との間の労働協約、これは新会社が引継ぐことになりまつかどうですか。その点はどういふぐあいになりますか。

○位野木政府委員 その点につきましても、法律論にはいろいろ説がなされておるようでありまして、少くとも事実上においては、引継がれるものといふふうに考えます。

○梨木委員 そのところを聞きたいのですが、事実上引継がれるところのは、法律論にはどうなつておるか、法律的なことを聞きたいのです。

○位野木政府委員 現在の一般の労働法の理論におきましても、そういう点の争いがあるようでありまして、その一般法の理論にこの会社更生法も従つておるわけでありまして。

○押谷委員代理 他に御質疑はございせんか。質疑がなければこれより討論に入りますが、討論に入ります前に、修正案が委員長の手元に提出されておられますので、提案者より趣旨の弁明をお願いいたします。北川定務君。

○北川委員 議題になつておられます会社更生法案の修正の動議を提出いたします。まず修正案を朗読いたします。会社更生法案を次のように修正する。附則中昭和二十七年一月一日を「昭和二十七年七月一日」に改める。提案の理由を申し上げます。

本法案は第十国会に提出せられたものであります、原案では昭和二十七年一月一日から施行することとなつておられますが、第十二国会で本法案を成立せしめるといたしましたれば、余日幾ばくもないのであります、かつ三百條の膨大な法案でありまし

て、国民にも十分これを周知せしめる必要もあり、かつ各会社にもそれなぐ準備をさせる必要がありまされるので、昭和二十七年七月一日より施行することに修正せんとするものであります。各位の御賛同を願ひたいと思ひます。

○押谷委員代理 これにて修正案の趣旨説明は終了いたしました。討論の通告がありますから、これを許します。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 私は自由党を代表いたしました。但しこれに対していろいろ希望がありますので、実はこの際その希望を入れるようにも考えてみたのであります、膨大な法案に対して、これらの点を手入れをするということになります、とうてい本会期において間に合ふのであらうと思ひますので、政府におかれてもいろいろの御事情もあることと思ひますから、一まずこの法案を通して、後日機を見てわれわれの希望に沿つるように、政府におかれても御留意を願ひたい、かように考へるのであります。

そこで第一に述べたい点は、この会社更生法なるものねらいといたしまして、整理を中心とする商法上の特別清算をねらいといたしまして、また、その他等も同様、破産に導かないでできるだけ会社なりその他のものを助けようという法律が出ております。こ

とに破産法及びこれに附随いたします和議法も出ておるといふようなわけでありまして、同一のねらいのもとに行われる法律がこのように幾つももある。しこうしてまたこれらの法律の中に、せつかく出されたにもかかわらず、事実上において大して活用しておらぬ法律もあると考へるのであります。それらの点から考へますと、でき得るものならば、これらのものに対して体系をつくりまして、できるだけ一つにまとめて、たとえばアメリカにおける破産に関する法律というふうなことで、まず会社が行き詰まつて来ましたときには、会社を更生させるということが私は第一じやないかと思つておる。そしてその整理がもううまく行かなくなりましたら今度は清算に移る。その清算には特別清算もありましよう。さらに特別清算でもいかぬというのなら破産にするか、強制和議をやる。強制和議でもどうしてもいかぬというところになれば、ここで初めて破産に行くと、こゝにいうふうな体系を立ててやると考へますので、根本的にこの点を今から御研究を願ひたいと考へるのであります。さらにそれらの点に対して手入をせられるということになります。と、一般論として出ております。株

式会社の大きなものを中心としてやつておられるようでありまして、銀行その他金融機関から申しますと、いわゆる大会社株の上場せられておるようなものに対しては、破産に導くようなことは実際にはない。よほどでなかつ

七

七

七

七

七

たらないわけです。追いつめられるものはこれらのものではなくて中小企業会社、ことに戦後だけのこのように出ました資本金二十万円以上から五十万円くらいの会社が最も多いのでありまして、ここで急いで更生の道を立てようとなさるならば、これらのものをまず助けることを考えられることが必要ではないかと考へるのであります。

次にはこの法案は資産であるとか、その他金を分配するもの、そういうことを中心としておりますが管財人の仕事を中心として規定せられております。しかし会社更生に何より大事なこと、行き詰まつたときには輸血するといふ資金の融通とか、特に仕事の局面をかえてやる、こういうことが特別大事なのであります。かような任務をやるものを中心として更生案を立てられるのがほんとうではないかと考へるのであります。しかるにこの法律は破産法及び和議法の規定の準用が非常に多いのであります。われ／＼はこの實際面に適合するものに欠けているように考へますので、この点の御留意を願いたいと存じます。

それから中小企業会社の更生の要点は、何と申しましても高利貸しと税金に攻められるというのを助けてやるのが最も急務なのであります。しかも高利貸しは無担保でやつておられますので、いよ／＼悪くなるということになると、もう更生どころでない。人より先につぶれようが何しようが、早く金を取立てるといふことに専念いたします関係上、会社が参らざるを得ないことになるのであります。これらの点についても、ことに税金の面については、でき得る限り国税庁等と御協

議なさいまして、この目的の達せられるように規定の幅の広いものになせられることを望みたいと思つておられます。それから先ほど申しました管財人と申しますと、何と申しましてその事業に關係しておられる同業者中の顔のきく人が入るといふことが一番大切なのであります。ところがそういうことになりまして、ややもすると強禁法などでこれに参加することが不能な点もありますから、これらの点に對してはできるだけ緩和するような方策をとられるように希望しておる面が多いのであります。

それから先ほど申しました更生のやり方を見ますと、裁判所でやりますが、裁判所における手続その他等を見ますと、二年や三年はすぐ費されてしまふのであります。その間に会社の事業もなか／＼と行かなくなる。債権者に対して不測の損害を及ぼすという実例がありますから、裁判所でやることは公平ではありましようけれども、煩瑣なる手続を経ないでできるようにして、でき得るものならば裁判所においても専門の部くらいを設けられて、これに特に堪能な裁判官をあてられるということが最も望ましい、こういう意見が多いのでありますから、希望条件を付しまして本案に賛成いたすものであります。

○石井委員 日本社会党を代表いたしまして討論をいたします。この法律はアメリカにおいて非常に成功を収めたといふ会社更生手続に範をとつて、ひとつ日本においてもいろ

いと財界の変動等を振り返つたとき、会社がいろ／＼と手を盡せば更生ができるのに、その手の盡し方が足りなかつたために破産をせしめる、あるいは解散せしむるということ防止するといふのを、日本の財界あるいは事業界に導入したわけでありまして、その趣旨としましてはまことに當を得たものと思へるのであります。問題はアメリカにおいて非常に成功を収めたその制度が、日本においても成功が収められるかどうかという点であります。この点につきましてはただいま経営委員も希望意見として申し述べました。つまり会社更生の中心人物となる管財人にその人が得られるかどうか、また金融的の方面についていろ／＼と措置が講ぜられるであろうが、こういう二点に問題は盡きるのではないかと思つておられます。当委員会におきまして

もいろ／＼と論議をし、あるいは各所におきまして公聴会を開きまして意見を聞いたのであります。商工會議所等の意見などにおきましても、今までの破産管財人が弁護士や何かが中心としてつまり整理といふふうな建前をとつたわけでありまして、ひとつ商工會議所その他のいわゆる経済界におけるところのエキスパートを管財人等に登用して活用してもらいますれば、相当の効果が上がられるのではなからうか。こういうふうに申されるのであります。

われ／＼としましては、当委員会におきまして、あるいは政府委員からも述べられた、この適當なる管財人、財界等において破産会社の更生に苦勞された人々を十分に活用する、こういうふうによつて、今後会社更生のために本法を活用いたしますれば、日

外においてもいろ／＼と効果が上げられるのではなからうかと考へるわけでありまして、金融方面につきましては、金融界の人々は、何とか脈のあるものは銀行ではめんどうをみる、こう言つておるのであります。一番大きな問題は、銀行方面から多額の融資が受けられない中小企業方面の会社更生の金融措置が、どうされるかという点に於てであるかと思つておられます。この点について今までもとんぜられておつた中小企業金融も、いかにして中小企業を育成するかと、いふふうな観点につきまして、あるいは中金の問題、あるいはまた政府運用部資金を中小企業に金融機関にまわすといふふうなことが考へられまして、次第に中小金融についての措置が講ぜられつつあるわけでありまして、この中小企業金融を重視するといふことと相まらまして、この会社更生法を實際に行われる会社更生に適用いたしますれば、これもまた本法が相當に生かして使えるようになるかと思つておられます。われ／＼はこういう観点について、破産の場合のようないふ管財人でなく、ほんとうに生きた会社の管財人、つまり管財人よりは会社更生管理人といふふうな立場において適任者を得、金融の方面においての裏づけをまつてこれを重視してやります。初めてできた法律でありますから、いろ／＼な点について疑義も持たれましようが、こういう点を今後われわれ立法に参加したものが十分に努力を拂いますれば、効果が上げられまう、こう考へるわけでありまして、なお労働組合等の方面からいろ／＼とこの点について不安が感ぜられておるのであります。つまりこれを会社の資本

構成をかえてしまつて、そうして労働組合との前の労働協約その他賃金を肩がわりする。こういうことに悪用されるのではないかと、こういうふうには言われておるのであります。われ／＼はこの点につきましては、労働組合並びに企業に参画する経営陣の人々が、その点につきましては、十分に慎重な態度をとり、そうして正しい会社の更生をして行く、かような法律を悪用するといふことはなからうといふふうに考へまして、もしさうなことがありましたならば、いろ／＼と労働委員会等において十分警告等をしてもらい、これらの悪用を防止いたしますれば、さうな点は杞憂に終るのではなからうか、こういうふうな思つておられます。かような立場からしまして、むしろつぶれて失業者になるよりは、会社の更生によつて労働組合員あるいは会社の従業員も失業の苦を味わわないで済む、こういうことにならうと期待してやまないのであります。かような点から日本社会党を代表いたしまして、今後の活用につきまして、われ／＼もまたいろ／＼と各施策に協力したいといふことを申上げて、賛成の討論をいたすものであります。

○経営委員 ちよつと委員長。さつき

先ほど私の結論は修正案に賛成いたしまして、修正部分を除いた他の部分に對してこの希望条件を付して賛成する、こういうことに訂正いたします。

○石井委員 はい。
○押谷委員長代理 石井君も同様ですね。
○石井委員 はい。
○押谷委員長代理 梨木作次郎君。
○梨木委員 私は修正並びに修正部分

を除く原案について、日本共産党を代表いたしましたして反対いたします。反対の理由を申し上げます。

私どもが一つの法律をつくる場合においての態度を決定するには、表面この法律の中でうたつておられることだけで實際その法律が行われようとする現実の社会が今どうなつておられるかを考えなければならぬ。この現状と切り離して問題を論議した場合には、まづたくそ

れは空疎な観念論になるのであります。そこでこの法律を見ますと、なるほど第一條には、窮境にあるが再建の見込みある株式会社について事業の更生をはかることを目的にしておられるんだ、こういふようにうたつておられる

だ、これに賛成する人々は、窮境にあるところの中小工業者更生のために、この法律は効果的であると言われるのであります。法律の表面を見れば、なるほどその通りであります、しかしその法律が今実施されようとしておられるところの社会の現状はどうであるか、これを

見まする場合、これは明らかに自由党、吉田内閣の政策によつて、日本の中小企業のみならず、一流の企業に至るまでも、これが日米経済協力、言葉をかえて申しますならば、アメリカの軍需産業の下請に協力しない限りは、破産、倒産の運命に陥つておる。私はここに十月三十日の日本経済新聞の記事を引用いたしますが、ここで

は、一流企業におきましても不渡手形が激増しておるといふことを報道しておるのであります。まして一流企業にあらざる中小企業の困窮している現状は、これは私が喋々説明をするまでもありません。ところでこのような軍需産業に忠実に率仕するような企業とい

うものは、こいつは助かる。しかしながらあくまでも平和国家の建設のために、日本の平和的な発展のための企業というものは、つぶされて来ておるのであります。それではこの現状においてこの法律を実施するならば、どうい

う結果になりますか。結局は軍需産業、アメリカの軍需経済の下請にならぬ限りは更生できないという結果に相なるのであります。この点はきわめて重要であると思つておられます。この法律を見ますと、結局はたくさん

の借金のある会社、あるいは重税にあえいでいる会社に、借金の支拂い猶予あるいは借金の棒引き、税金の実際上の支拂いを停止するといふような恩恵を

與えようとしておるのであります。しかし實際このようなことを実現するために、今の吉田内閣の日米経済協力の線に沿わない限りは、これはできないのであります。軍需産業の下請に甘んずるということ、結局は日本がアメリカのそういう軍事的な政策の線に沿つて企業を運営しない限りは、この

法律の恩恵に浴することができないといふことになるのであります。これは先ほども申しましたように、たとえは銀行とか、金貸しとか、こういうものはこの会社更生法を利用いたしまして、この会社は更生させなければならぬ、つまり軍需産業をやろうとしておるといふようなことならば、これは助けることができるわけなんです。しかし

しそうでないものは、この更生手続をやる場合には、やはり多額の費用を要しなければならぬといふようなこと、それからその間におけるいろいろな資金、こういうものの援助がない限り

は、これは實際できないのであります。それを一体だれがやつてくれますか。結局は経済的な支配力を持つておるもの、銀行、こういう人々の援助の上のみ、これが可能になるというこ

と、これは結局におきましては銀行資本、つまり金融資本が、日本の軍需産業を育成し強化する、その支配をたやすくするにすぎないといふのであります。さらにここで特に重要な点は、第三條におきましては、日本の会社だけではなくて、外国の会社にもこの

法律の適用を認めようとしておられるに、きわめて注目すべき点があると思つておられます。私はこの点について政府に質問をいたしました。一体窮境にあるが再建の見込みがあるかどうかというこの調査にあたりまして

は、これはあくまでもその会社の実態がはつきりつかめなければならぬはずであります。アメリカにある会社の実態を日本でつかむことができません。實際上はこれではできない相談であります。にもかかわらず、このよう

なにもにまで何ゆえに適用を広げなければならぬか。ここにこそやはり日米経済協力を根幹とするこの法律の実際上の利用ということが考えられるのであります。こうなつて来ます。ならば、外国の会社が権力をたてたにいたしまして、日本の国民の借金や税金を踏

倒しにするようなこともできて来るといふことを想定しなければなりません。この点からも、まことにこの法律は日本の今後の平和的な発展のために、今吉田政府のとつておる政策と関連いたしました考へた場合に、私どもは賛成し得ない多くの根拠を見出すのであります。

さらに第二点といたしまして、この法律は労働者の権利に対して非常に大きな圧迫を加える結果になるような條文が、所々方々に見受けられるのであります。たとえばこの会社更生手続を開始する前後におきまして、裁判所の認定によりまして實際は争議行為の中止をやる。こういうことによつて労働者の基本的な権利に対して、圧迫ある相なりするし、また長い間労働者が遅配欠配に悩んでおられるところの賃金債権の保障の面におきましても、単に共

益債権といふようなものの中に、これをふち込んでしまつておられるような事実の中に、労働者の権利の軽視、圧迫、これは見のがすことができないと思つておられます。労働者は自分の労働を売つて、それによる賃金の支拂いによつて生活をしてるのであります。この人たちの賃金債権といふものは、何をいへば最優先的に保障されなければならぬにもかかわらず、共

益債権の中にふち込んでおるといふことも、きわめて不当であると思つておられます。それから労働協約の点につきましても、この法律の適用の場合におきまして、いろいろの部分について排除するといつておられますが、しかし私の質問に対しまして、個々の労働協約は、更生手続の開始とともにこれを解除することができ、言葉をかえて申しますならば、更生手続の開始と同時に、労働者を解雇することができるといふことになつておること、まことに重大であると思つておられます。それからこの法律の内容を見ます

と、第三番目に不当な点は、ほとんど法律の面では、裁判所にこの更生手続の非常に重大な場面をまかしておられます。一体裁判所でこういうことができませんか。現在の日本の裁判所の裁判官の能力をもつてするならば、實際生きた企業の更生手続なんというところは、とうていできるものではありません。そういうことを求めようとする

ことは、木によつて魚を求むるがごときこととであります。しからは一体實際の運営はどうなるか。結局は裁判所が任命した管財人、あるいは審査人、こういう人々が實際は裁判所をロボットに使用して、実権を握つて行くことになり

ますのであります。ということになります。先ほども私が冒頭に申しましたように、やはりこれは銀行から派遣された管財人、あるいは信託会社から派遣された管財人、あるいは経済的な背景を持つたこれらの人々が会社に派遣されて、この人々に会社経営の支配権を握らせることに実際にはなつて来るのではありませんか。こういうところに、実は裁判所というより公平なものを使つて、公正に更生手続をや

るだろつとは見せかけで、實際は経済的な権力を持つたものの会社の支配を容易ならしめるものであるといふことが、この法律のねらいになつて来ています。私は大体以上の理由によりまして、この法案は表面上はまことに中小企業を救うかのごとくうたつておられますが、實際の運用の面においては、日本の現状に照して、これは日本の国民経済を軍需産業的なものに再編させ、さらに内外独占資本に日本の企業

の支配を容易ならしめるようなことに
役立つという面におきまして、反対す
るものであります。

○押谷委員長代理 これにて討論は終
了いたしました。

これより採決いたします。まず修正
案について採決いたします。たゞいま
の修正案に賛成の諸君の御起立を願
います。

〔賛成者起立〕

○押谷委員長代理 起立多数。よつて
修正案は可決されました。

次にたゞいまの修正部分を除いた原
案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○押谷委員長代理 起立多数。よつて
本案はたゞいまの修正案通り修正議決
されました。

○押谷委員長代理 次に破産法及び和
議法の一部を改正する法律案を議題と
いたします。

これより討論を省略し、ただちに
採決に入りたいと存じますが、御異議
はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○押谷委員長代理 御異議なければ、
討論を省略いたしました。これよりた
だちに採決に入ります。本案に賛成の
方の御起立を願います。

〔総員起立〕

○押谷委員長代理 起立全員。よつて
本案は原案の通り可決いたしました。

この際お語りいたします。たゞいま
議決いたしました二法案に関する委員
会の報告書の作成に關しましては、委
員長に御一任を願いたいと存じます
が、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○押谷委員長代理 御異議がなければ
さようとりはからいます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十八分散会

〔参照〕

会社更生法案(内閣提出)に關する報
告書

破産法及び和議法の一部を改正する
法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕